

平成 25 年 4 月 25 日

日本化粧品工業連合会
傘下会員各位

日本化粧品工業連合会
会長 前田新造



「シャンプー容器の触覚識別表示に係る自主基準」の策定について

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、シャンプー、リンス容器の触覚識別（いわゆる、シャンプー容器の側面のぎざぎざによる識別）につきましては、花王株式会社から日本化粧品工業連合会会長及び関係各社あてに平成 4 年 1 月 7 日付けで、「シャンプー、リンスの識別に関する実用新案登録出願の権利放棄の件」のご連絡をいただいております。

一方、本年 1 月に、公益財団法人共用品推進機構及び公益社団法人日本包装技術協会は視覚障害者団体からの要望を踏まえ、日本化粧品工業連合会に対して、「近年は、一般のお店で販売されているシャンプー容器の頭頂部又は側面のぎざぎざによる識別が国内各社に広がり目の不自由な人を含め多くの人々の利便性につながっている。しかしながら、ホテル・旅館・公衆浴場等では触覚で識別できるものが少ないため、視覚障害者が安心してホテル・旅館・公衆浴場等で利用できるようにしていただきたい」旨の要請がありました。

日本化粧品工業連合会では、「化粧品産業の展望を見据えた日本化粧品工業連合会の将来ビジョン 2012」の中でも「日本化粧品工業連合会は、化粧品産業の発展を通じて、世界中の消費者が安心して心豊かな化粧生活を送れることに寄与し、人と社会の幸福に貢献する」ことをスローガンにしており、本件に関しては積極的な対応が求められるものと考えます。

このため、広報委員会において検討を進め、下記のとおり「シャンプー容器の触覚識別表示に係る自主基準」を策定いたしました。

会員各位におかれましては、当該自主基準に従い、その実施に向けたご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

シャンプー（理美容師が使用するなど一般消費者が直接使用することのない業務用は除く）容器については、ぎざぎざ状の触覚識別表示を行う。また、ホテル・旅館・公衆浴場等にシャンプー詰替え容器を提供している場合にも、同じく触覚識別表示を行う。

以上

【参考】

日本工業標準規格（JIS）S0021「高齢者・障害者配慮設計指針—包装・容器」においては、例示として「シャンプーとリンスの識別には先に使用するシャンプー容器にだけぎざぎざ状の触覚記号を付ける」とされています。